

フィンランドにおける公的扶助

— 生計援助の原理と制度 —

遠藤 美奈

■ 要約

包括的な社会保障制度を備える一方、貧困問題を抱えてもいるフィンランドでは、公的扶助制度に当たる生計援助が大きな役割を果たしている。フィンランドの生計援助は、憲法上の権利である「人間の尊厳にふさわしい生活に不可欠な生計費およびケアに対する権利」を実現するための最終手段として位置づけられ、受給者が自律的主体たりうることを重視した制度といえる。一時的な生活困難への柔軟な対処を可能にする予防的生計援助や、就労促進手段としての給付の減額など制度上の工夫がみられ、日本における生活保護の問題点を考えるうえで示唆に富む。

■ キーワード

フィンランド、公的扶助、人間の尊厳

I はじめに

フィンランドは包括的な社会保障制度を備えた国であり、北欧型福祉国家の一つに数えられる。にもかかわらず多くの社会調査は、貧困がフィンランドの大きな社会問題であることを示している¹⁾。こうした貧困問題への対応策として、現代のフィンランドでは公的扶助が大きな意味をもっている。フィンランドの公的扶助制度に当たる生計援助 (toimeentulotuki) の受給者が1999年には49万8千人にのぼり²⁾、総人口の1割近くを占めていることから、その果たす役割の重要性が推察できよう。

こうした総人口比における高い受給率のほか、生計援助の受給概況には日本における生活保護とは大きく異なった特徴がみられる。1999年の生計援助統計によれば、30歳未満の利用者が全体の47.3%を占め、若年層の受給が目だつ一方、50歳代の占める割合は約7%、60歳以上は約3%で年齢が上がるごとに受給者数は減少をみせる。世帯ごとの

平均受給期間は年間5.4カ月で、受給世帯のうち44.5%は年間3カ月までの短期受給世帯であり、長期受給世帯とされる年間10～12カ月の給付を受けた世帯の割合は23.4%となっている³⁾。以上のような生計援助の受給概況は、生活保護において利用世帯の8割以上が高齢者世帯と傷病・障害者世帯で占められ、利用人員のうち半数近くが50歳以上であり、そのうえ実に利用世帯の3割以上が10年以上にわたって受給している状況⁴⁾——いわゆる「硬直化」として指摘される現象——とは著しい対照を示している。

本稿は、このように生活保護とは対照的な利用概況を見せる生計援助制度の全体像を概観するものである。生活保護における「硬直化」という課題を前にしたとき、利用者の状況において生活保護とは逆の様相を呈する生計援助の制度のあり方は、生活保護のよりよい未来図を描くうえで少なからぬ示唆を与えるものと思われる。またフィンランドにおいて生計援助は、憲法に基本権として定め

られる最低生活保障の規定を具体化する制度とされることから、同様に憲法上の根拠規定をもつ生活保護との比較になじむ点を含むものといえよう。

そこで本稿では、まず生計援助制度と憲法上の権利の関係を明らかにする。次に制度の運用指針であると同時に制度の発展を主導する制度原理となった「社会福祉の諸原則」の内容を提示したうえで、制度の概要を紹介していくこととしたい。なお、フィンランドにおける社会保障は、社会保障政策上の分類にしたがって社会保険(sosiaalivakuutus)、社会手当(sosiaalivastus)、社会福祉(sosiaalihuolto)の3部門⁵⁾ないしこれに医療(terveydenhuolto)を加えた4部門⁶⁾に講学上分類され、生計援助は社会福祉の一つとして位置づけられている。生計援助と社会サービスから構成される社会福祉は従来、困窮者、アルコール中毒者、保護を必要とする子どもなど特に困難な生活状態にある者を対象とし、①個別的なニーズ認定、②社会保障諸施策における最終手段としての位置づけ、③本人の意思によらない措置が可能であることをメルクマールとするものと理解されてきた。現在も社会福祉の基本的特徴は変わらないが、社会サービスの受益者が旧来のように困難を抱えた生活集団から住民全体に拡大されたことで、社会福祉の重心は対象を一定集団のみに限定しない一般的社会サービスへと移行したことが指摘されている⁷⁾。ただし社会福祉の統一法である社会福祉法は、「この法における社会福祉は、個々人、家庭および共同体の社会的な安全および活動能力を助長しかつ維持することを目的とする社会サービス、生計援助、社会手当およびこれらに関連する諸措置を指す」(1条)と定めており、同法では上記の講学上の分類とは違って、社会福祉が社会手当をも含む概念とされている点に注意しておきたい。

II 生計援助の原理—憲法と「社会福祉の諸原則」

1. 生計援助と基本法19条「不可欠な生計費およびケアに対する権利」

(1) 生計援助の基本法上の位置づけ

フィンランドにおける貧困救済は、18世紀までの私的な、あるいは教会の行う慈善としての救済から、19世紀以降徐々に法制化されてゆき、現在では生計援助法により自治体が生計援助制度を実施するという形態をとっている。1995年には「不可欠な生計費およびケアに対する権利」が憲法上の基本権として導入され、生計援助は基本権の具体化手段として位置づけられるようになった。ここではまず、生計援助と基本権たる「不可欠な生計費およびケアに対する権利」との関係について概観しておきたい。

生計援助とは、生計援助法にもとづき給付される「社会福祉に属する最終手段的な経済的援助」(1条1項)である。その目的は「個人および家庭の生計費を保障し、能動的な生活維持を促進すること」(同)にあり、保障されるのは「個人および家庭にとって人間の尊厳にふさわしい生活の観点から少なくとも不可欠とされる生計費」(同)である。「人間の尊厳にふさわしい生活」に「不可欠な生計費」については、生計援助法のみならずフィンランドの憲法であるフィンランド基本法にも規定がある。基本法は「人間の尊厳にふさわしい生活に必要な保障を得ることのできない者は、何人も不可欠な生計費およびケアに対する権利を有する」(19条1項)と規定し⁸⁾、生計援助は、ここに定められた基本権を実現するための中心的援助手段として位置づけられている⁹⁾。

「不可欠な生計費およびケアに対する権利」は、国籍にかかわらず、一時的に国内に滞在する者を含むフィンランドの法管轄内にいるすべての者に保障される¹⁰⁾。生計援助の受給資格にも国籍要

件はなく、基本法と調和する内容となっている(生計援助法2条1項)。また、基本法上の「不可欠な生計費およびケアに対する権利」は「すべての者に帰属する主観的権利」¹¹⁾として理解されており、たとえこの権利を具体化する法律が存在しなかったとしても、直接適用可能な権利として、行政や裁判を通じて、国家に対し直接「不可欠な生計費およびケア」の実現を求めることができると解されている¹²⁾。つまりこの権利は、生計援助が部分的または全面的に廃止されても保障されるのである¹³⁾。さらに、「不可欠な生計費およびケアに対する権利」が憲法上の権利として定められたことによって、それまで合憲統制の射程にほとんど含まれることのなかった生計援助の内容が合憲統制の対象とされるようになった。すなわち生計援助法の改廃が「不可欠な生計費およびケアに対する権利」を侵害する可能性のある場合には、基本法上の手続ののち改廃法案の基本法適合性が国会常設の基本法委員会で審査されることになる¹⁴⁾。

(2) 基本法の保障する生活水準と生計援助法の保障する生活水準

基本法19条1項で保障される「不可欠な生計費」と、生計援助法で保障される生計費は、異なる水準にあると理解されている。基本法19条1項の趣旨は、「人間の尊厳にふさわしい生活の前提条件となる最低水準」を確保するところにあり¹⁵⁾、ここにいう「不可欠な生計費およびケア」とは、「人間の尊厳にふさわしい生活の前提を保障する収入水準およびサービス」を指す。これには健康や生活能力を維持するうえで不可欠な栄養および住まいの用意などの支援が含まれる¹⁶⁾。一方、生計援助の趣旨は、個人や家族の生命を維持するだけでなく、社会における諸活動への参加を可能ならしめるところにもある¹⁷⁾。生計援助が保障しようとしているのは「社会的に許容できる生活水準」であり、そこでは基本法上の規定が要求する水準よりも広範

な支出をカバーすることが意図されている。したがって生計援助の給付水準は、多くの場合において「不可欠な生計費およびケアに対する権利」の保障する水準を上回ることになり、基本法の保障する最低水準との間に違いが生じるのである¹⁸⁾。

2. 社会福祉の諸原則

(1) 「社会福祉の原則」審議会

前節で述べたように、現行の生計援助制度は基本法上の権利である「不可欠な生計費およびケアに対する権利」の具体化手段として位置づけられる。しかしこの権利が基本法に導入される以前も、基本権と公的扶助の関係について議論がなかったわけではない。1960年代後半には、社会福祉における自由や平等の欠如が基本権保障の問題としてとらえられ、とりわけ保護施設における「自我と自由の剥奪」¹⁹⁾と、「剥奪」を決定する担当官庁の過大な裁量、被保護者の手続的保障の不十分さに厳しい批判が加えられた²⁰⁾。生計援助の前身である当時の福祉援助は、受給により原則として返還義務が生じる制度であり、義務履行のための労役場が設置されていた。また、福祉援助給付として精神病院で保護を受ける者は被後見人とされ、選挙権が剥奪されていた²¹⁾。こうした制度の実態に対する批判をきっかけとして、政府は1967年に「社会福祉の原則」審議会を設置し、社会福祉に関する立法および社会福祉の実施に際して遵守されなければならない一般的原則につき、提案を起草する任に当たらせたのである²²⁾。

1968年にまとめられた審議会の報告書原案では、労役場での労働による返還の履行が厳しく批判され、福祉援助の「借金」としての性質の払拭、労役による返還の廃止、さらに社会福祉に付随した自由の剥奪への制限が速やかに実現されるよう提案された²³⁾。1971年には正式な報告書が完成し、ここに「社会福祉の諸原則」が提示された。報告書はまず、被保護者を道徳的に疑わしい人間

であるとか、援助の潜在的な不正受給者であるとみなすのは望ましくないと述べ、次いで立法者および担当官庁に対し、利用者の人間としての尊厳の全面的承認と、不利な立場にある者の地位向上のための行動プログラムを求めた²⁴⁾。そのうえで報告書では、社会福祉の立法指針たる立法原則と、法律にもとづく行政活動の指針たる行動原則からなる「社会福祉の諸原則」が示された。前者の原則としては基本権の不可侵と権利保障の実現²⁵⁾が、後者の原則としてはサービス指向、「ノーマルであること」の追求、選択の自由、秘密の保持、事前予防、能動性の促進が挙げられている²⁶⁾。これら「諸原則」の内容については、次項で触れることにしたい。

(2) 「社会福祉の諸原則」とその影響

審議会の報告書原案と報告書は、立法に次のような影響を及ぼした。

① 福祉援助法改正

1970年には、審議会の報告書原案に沿った形で福祉援助法の改正が実施された。改正によって、福祉援助受給者とその扶養義務者に課せられた自治体への返還義務は一部の例外を除き廃止され、労役場での労働による返還は完全に廃止された。さらに保護施設での規律違反に対する外出禁止や隔離部屋への収容、労役場送致といった厳しい制裁も廃止され、援助受給者を被後見人とする規定は削除された。翌71年には労役場でのもっとも厳しい処分である強制労働が禁止され、72年にはそれ以外の処分も緩和された²⁷⁾。こうして激しい批判を浴びてきた返還義務者に対する自由の剥奪が大幅に解消され、基本権の保障に進展が見られた。

② 社会福祉法制定

1982年には福祉援助法にかわる社会福祉の統一法として社会福祉法が制定され(84年施行)、これによって従来の福祉援助のうち金銭給付が生計援助となり、施設保護は社会サービスに吸収さ

れた。同法は福祉援助法改正で意図された援助受給者の自由の回復にとどまらず、その地位を行政活動の客体から自律的な主体に引き上げることを意図していた。審議会報告書に示された「社会福祉の諸原則」の多くは、この目的のために社会福祉法とその施行令に包摂されていったといえる²⁸⁾。以下に報告書に示された諸原則の内容と、その社会福祉法での具体化像を条文に登場する順序にそってみていくことにする²⁹⁾。

報告書のいう「能動性の促進」原則は、「困難に陥った個人に対して提供される援助およびサービス」が目的として「個人の独立した活動能力や生計費の創出、維持、回復」を常に含まなければならないことを意味する。能動性へはすでに福祉援助法でも言及されていたが(10条)、社会福祉法にも、社会福祉は第一義的に、独立した居住を可能にし、日常的な活動に能動的に対処するための経済的その他の前提条件を作り出す措置形態によって実現されなければならないとする規定が置かれた(39条1項)。

次に「サービス指向」から要求されるのは、「措置の目的が第一義的に利用者への奉仕であること」であり、「いかなる共同体的利益も個人に敵対して実現されてはならない」ことである。「個人あるいは家族のニーズ」を出発点とするサービス指向は、個人や家族の問題を解決するための諸措置は互いに調和していなければならないと、また要援助者の母語に配慮しなければならないとする社会福祉法の規定に表れている(39条1・2項)。また同施行令には、要援助者の個人的な状況、特別なニーズ、身近な人間関係とその保身に配慮することと、援助受給者の社会福祉ニーズを評価し受給を確実にするために、必要に応じて受給者とともに福祉計画を作成しなければならないと規定された(6条)。

さらに「選択の自由」原則は「利用者自身にどのような社会サービスをいつ利用するかを決定する

権利が認められる」ことを意味し、個人がニーズを自ら解釈できることが重視される。選択の例として報告書は施設保護と在宅サービスとの選択場面を挙げつつ、選択の自由の幅が予算に制約されることも同時に強調している。社会福祉法をみると、社会福祉の実施に際しては要援助者自身の要望と自己に関する福祉計画策定への参加に特段の配慮を行わなければならないとする規定(39条3項)に「選択の自由」原則があらわされている。

秘密保持について社会福祉法は、自己に要求された情報が必要な理由、情報の用途、情報を取得する行政機関および担当職について知ることのできる権利を要援助者に付与している。のみならず要援助者は、自己に関する事項に関して重要な社会福祉担当官庁の保有する文書その他の資料について情報を得る権利を有している(40条2・3項)。

そして「ノーマルであること」の追求とは、報告書によると「社会保障の諸措置を受け入れることが個人に烙印を押すものであってはならず、何人も社会的劣等感を抱くことなく、逸脱者として刻印される経験をせず、あらゆる社会保障給付もしくはサービスを利用できなければならない」ことを意味する。ただし社会福祉法・施行令のいずれをみても、この原則を明示的に認めた条文は見られない。

なお「事前予防」の原則については、すでに福祉援助法で予防的援助が制度化されており(2条)、社会福祉法でも予防的生計援助として制度が継承された(31条)。

以上のように福祉援助法の改正、そして社会福祉法の制定は「社会福祉の諸原則」の多くを法律化するものであった。現行の生計援助法は、社会福祉法から生計援助を独立させて規定を明確化し、さらに基本法上の「不可欠な生計費およびケアに対する権利」の内容との適合を図って1997年に制定されたものである(98年3月施行)。生計援助法制定にともなって社会福祉法から生計援助に関する実体規定は削除されたが、生計援助が社会

福祉の一制度として、法律に別段の定めがない限り社会福祉法の適用を受ける(社会福祉法1条2項)ことに変わりはない。したがって、少なくとも法化された「社会福祉の諸原則」は生計援助にも適用される。以上を踏まえたうえで、次に生計援助制度の構造と運用をみていくことにしたい。

III 現行生計援助制度の概観³⁰⁾

(1) 生計援助法上の給付と受給資格

生計援助法(以下法)に定められる給付には、生計援助のほか、「個人および家庭の社会的安全と活動能力を増進すること」を目的とした予防的生計援助制度がある(1条2項。予防的生計援助については後述)。

生計援助の受給資格につき、法2条1項は「援助を要する者で、賃労働、事業活動、生計費を保障するその他の給付、その他の収入もしくは資産、生活保持義務者による扶養、またはその他の方法により生計費を得ることのできない者は、何人も生計援助を受給する権利を有する」と定める。同条2項は各人が能力に応じて自己の生活を維持し配偶者および未成年の子の扶養義務を負うと定めるが、個人や家庭が現実の生活保持に使用可能な資力を欠く状態に陥った場合、一般に生計援助受給の条件を充足したことになり、受給資格はこの条件を満たすすべての者に認められる。ただし生計援助が生活の最終的な支援形態であることから、支給決定に先立ち稼働収入や他施策活用の可能性が十分検討され、必要に応じて他の社会保障給付についての情報が申請者に提供されなければならない。また支給要件充足の判断に際しては、優先されるべき他施策が申請者本人に起因する理由で活用されていない場合でも、申請者が現実生活維持手段を欠くか否かに鑑みて検討することが必要とされる。

(2) 実施機関

自治体に滞在する者に対する生計援助の給付は自治体の義務である(社会福祉法13条)。これを受けて生計援助法は、同法上の職務は「社会福祉法第6条にいう自治体の任命する合議組織(組織)」が実施すると定めている(法4条)。生計援助の支給決定は、「申請に基づき、個人または家庭の恒常的な滞在地のある自治体の組織によって」行われる(法14条1項)。恒常的に複数の自治体に居住する実態がある場合には、自治体間で実施責任が分担される(同2項)。援助の必要性が急を要する場合は、申請時に滞在了自治体の組織が決定を行う(同3項)。

(3) 給付の構成と金額

生計援助の支給額は、生計援助法の定める支出と、利用可能な収入および資産の差額である(法6条)。支給額算定のための具体的費目や世帯分類ごとの算定方法はこれまで閣議決定で定められていたが、生計援助法制定で法律レベルに引き上げられた。特に支出のうち支給額算定の基礎となる基礎部分の額は、閣議決定のなかで国民年金の完全支給額を基準にパーセント表示されていたにすぎなかったが、生計援助法制定によって通貨であるマルッカで法律に金額が明記されることになった。

① 支出

支出は基礎部分と付加部分に分けられる(7条1

項)。なお支出のうち、他法他施策によって補填される部分は生計援助の対象とならない(8条)。

(a) 基礎部分

基礎部分は日常的な生計費に含まれる支出額の推計であり、この部分に相当する支出について申請者が証明する必要はない。基礎部分の金額は次のとおり個人単位で定められている(9条)。

- 1) 独居者およびひとり親は、国民年金法にいう1級自治体において2,021マルッカ、2級自治体において1,934マルッカ(注：2001年4月現在1マルッカは約18円)
- 2) 1)に該当しない18歳以上の者は3)に該当しない限り1)の金額の85%
- 3) 親と同居する18歳以上の者は1)の金額の73%
- 4) 10歳から17歳の子どもは1)の金額の70%
- 5) 10歳未満の子どもは1)の金額の63%

1級・2級の自治体区分は消費生活水準によるものである。基礎部分には「食費、被服費、少額の医療費ならびに身体および住居の清潔維持、市内交通の利用、新聞購読、テレビ受信料、電話の使用および趣味・余暇活動から生じる支出のほか、相当の日常的な生計費に含まれる支出」と「住居支出の7%」が含まれる(7条2項)。1)に該当する者の基礎部分の費目ごとの内訳は表のとおりである。

基礎部分の金額見直しは、国民年金の完全支給額の見直しと同時期に、同比率で行われる(生

独居者の基礎部分の内訳(1998年3月1日現在)

	基礎部分に 占める割合(%)	1級自治体 (マルッカ)	2級自治体 (マルッカ)
食費	49	990	948
被服費	9	182	174
情報費(新聞、テレビ受信料、電話代)	12	242	232
少額の医療費	3	61	58
その他日常的な生計費に含まれる費用	27	546	522
計	100	2,021	1,934

出典：Toimeentulotukiopas 1997³¹⁾

計援助施行令2条)。実務上は、前年(暦年)10月の消費者物価指数にもとづき算出される年金の修正指数を用いて見直しが行われている。

(b) 付加部分

付加部分でカバーされるのは「基礎部分に含まれる住居・医療費以外の、個人または家庭の特殊な必要性または状況から生じる支出」であり、詳細は命令に委ねられている(法7条3項)。これを受けて生計援助法施行令(以下施行令)1条が、付加部分に該当する支出を定めている。これらの支出は一般に実費で認定され、その必要性については支出の相当性によって判断される。その際、当該地域での標準的な支出水準が一般に判断の基準とされる。施行令1条に定められる支出は次の通りである。

1) 住居支出その他の住生活に起因する支出(施行令1条1号) 住居支出の必要額は、家族の規模やニーズとの関係における住宅の大きさ・質、さらに地域における適切な住居水準に相当する支出水準を考慮したうえで、実費で算定される。ここでいう「住居支出」は住宅援助法³²⁾6条にいう住居支出を指し、借家の場合は家賃、暖房費、水道代が、持ち家の場合は管理費および別途支払われる暖房費、水道代、不動産維持費(火災保険、借地料、固定資産税、清掃費)、住宅ローンまたはリフォームローンの利息がこれに当たる。住居支出は住宅援助法にもとづく住宅援助の受給の有無にかかわらず実費で認定され、支給された住宅援助は収入認定される。生計援助法の制定までは付加部分として住居支出の全額を実費で算入していたが、生計援助法では申請者の住居支出に対する関心を失わせないようにする目的で³³⁾、住居費の7%を基礎部分に組み入れる自己責任部分が導入された。これによって残り93%のみが実費で認定される。なお暖房電力費以外の家庭用電力費や住宅保険、敷金、前家賃、仲介

手数料など、住宅援助法6条に定められる住居支出以外の住生活に起因する支出も、相当と認められれば全額が付加部分として算入される。

- 2) 医療支出(同2号) 少額の医療費は基礎部分に含まれるが、それを超える支出は付加部分として認定される。医療支出とは、薬代、外来診療・入院費、歯科診療、眼鏡購入による支出のほか、これらに相当する保健・医療にかかる支出の必要額を指し、そのうち国民健康保険法によって補填されない部分が付加部分でいう医療支出として認定される。一般には公的医療サービスを利用することが前提とされるが、民間医療サービスの利用から生じた支出については、特別な治療の必要性、治療の緊急性、継続的治療の必要性などの理由があれば付加部分として認められる。公的医療機関の指示による医療行為については実費で認定されるが、それ以外の医療サービスについては、必要に応じて医療の専門家がその相当性を判断する。
- 3) 子どもの保育費用(同3号) 民間保育サービスの利用により家庭に生じた支出は付加部分として認定される。自治体の提供する保育サービスにかえて民間保育サービスを利用する場合に「子どもの在宅保育援助および民間保育援助に関する法律」にもとづいて支給される民間保育援助は、収入認定される。生計援助を要する状態が長期にわたる場合、自治体の提供する保育制度を利用できるかどうかを検討されなければならないが、保育場所に関する家族の希望は考慮される必要がある。このほか長い間なじんできた保育関係が断たれないようにするなど、子どもの利益も考慮されなければならない。
- 4) 特別なニーズや状況から生じる支出(同4号) 「個人または家庭の特別なニーズまたは状況から発生する、生計費の保障および独立した生活維持の促進のために必要とみなされる支出」

は付加部分として裁量により柔軟に認定される。たとえば特殊栄養にかかる費用、不可欠な家具調度品や子ども用品（ベビーカーや自転車など）の購入費、離婚や事実婚解消にともなう子どもとの面接交渉権の実現および子どもの滞在に必要な支出、里帰りその他特殊な状況から生じる旅費、ほかからの援助がない場合の就学費用、生計援助の対象となる支出に該当する負債や割賦金の支払い、ロマ³⁴⁾の衣裳費など通常より多額の被服支出などが挙げられる。葬祭費用や転居費用も支出として認定される。失業、疾病など特別な理由で生じる特別なニーズによる支出も、一時的な認定が可能である。さらに生計費の保障および独立した生活維持の促進に必要とみなされる場合には、基礎部分でカバーされる住居費も例外的に付加部分に該当する支出として認められる。

② 収入

本人や家族の構成員が利用可能な収入は、収入として認定される(法11条1項)。利用可能な収入であれば、収入源や課税・非課税を問わない。認定される収入としては、勤労・事業収入、財産収入、公的・私的給付金などが挙げられる。収入が差押えの対象となっている場合、一定の条件を満たせば、差押え後の残りの部分のみを収入とみなす運用が行われている。

子どもの養育費は支払人の収入から控除され、受取人の収入として認定される。「子どもの養育保障に関する法律」にもとづく児童養育援助³⁵⁾を受給した場合も、収入として認定される。

計算上は収入が支出を超える場合でも、手元の資金が実際はまったく使用できないか、計算上の収入額通りに使用できない場合にも、生計援助の受給は可能である。この場合の決定は、まず資金の用途を明らかにし、さらに生計費を得る他の手段はないか検討したうえで行われる。

なお、次の収入は認定から除外される。

- 1) 少額の手当・勤労収入(法11条2項1号) 少額の手当や収入は、申請者の自由な使用に委ねることで能動的な生活費獲得が促進されると考えられており、支給を判定するうえで収入とはみなされない(例:就労促進政策の一環である成年対象職業訓練への参加者に支払われる生活保障金)。
- 2) 収入のうち通勤その他就労により発生する支出に相当する額(同2号) 通勤その他就労に起因する支出に相当する額は、収入から全額控除される。自己所有の自動車利用から生じる支出は、自動車利用が仕事の性質上不可欠である場合、代替交通手段がないか交通の連絡が悪い場合、病気や障害などの理由がある場合に本号に該当するものとして扱われる。その他仕事着や仕事の道具等にかかわる支出も就労に起因する支出に該当する。
- 3) 2号に該当するもの以外の勤労収入ないし事業収入で、その獲得が申請者の能動的な生活維持を助長するとして自治体が裁量で認める額(同3号) この規定は就労支援やリハビリ支援に活用でき、また能動的な生活維持を増進する副収入・事業収入が申請者にある場合にも活用される。
- 4) 母親手当、介護援助、障害者援助、障害児手当(同4号) ① 妊婦への給付である母親手当、② 病気や障害を持つ人の自宅生活を支援するため、介護やサービスの費用その他特別な出費を補填する給付として年金受給者が受給できる介護援助、③ 稼働年齢にあつて少なくとも1年にわたり活動能力を低下させる疾病や障害を有し、かつ稼働不能者年金など一定の年金を受給していない者に対し支給される障害者援助、④ 障害をもつか長期療養中の16歳未満の子どもの居宅介護を支援するための障害児手当は、収入として認定されない。これに対応して、以上の給付によってカバーされる支出

も認定される支出に該当しない(同6号、法8条参照)。

- 5) 18歳未満の子どもの定期的収入のうち、当該子どもにつき7条にもとづいて認定される支出を超える部分(法11条2項5号) 子ども(18歳未満)は両親や兄弟姉妹の扶養義務を負わないため、両親と同居し家計を同じくする子どもの定期的収入のうち収入認定されるのは、生計援助において認定される支出のうち子ども自身の分に相当するとみなされる部分に限られる。

③ 認定される資産

生計援助支給が決定される際に本人や家族の構成員が利用可能な資産は、資産として認定される(法12条1項)。財産取得のために借入金がある場合、資産内容は純資産額で認定される。ただし本人または家族が使用する常住居および必要な家財(同2項1号)、職業・学習に必要な用具(2号)、18歳未満の子どもの資産のうち、当該子どもについて7条にもとづき認定される支出を超える部分(3号)と、これら以外の資産で継続的な生計費の確保に必要とみなされるもの(4号)は認定から除外される。

貯蓄や証券など容易に換金可能な資産を認定する際には、そのうち相当と認められる少額を家庭の自立した生活維持のために保有させることができる。また、子どもの資産も将来的な利用のために温存させることが認められる場合もある。18歳未満の子どもの資産の一部が資産として認定されないのは、既述のとおり子どもが家族の扶養義務を負わないためである。

(4) 予防的生計援助

生計援助法が(3)に述べた方法で支給を決定する1条1項上の生計援助のほかに、給付メニューとして同条2項に予防的生計援助を設けている点は注目すべきである。予防的生計援助は、生活困

難への対応が遅れ、困難から脱出できなくなる前に個人を助けようとするものである。個人・家庭の能動性および勤労所得の獲得可能性を維持・増進するという観点からは、危機に陥る間際ではなく時間的な余裕を十分もって支給される点で、予防的生計援助が他の措置にまさると考えられている。予防的援助の支給要件につき、生計援助法は「自治体はその決定する理由にもとづき、1条2項にいう目的を達成するために予防的生計援助の支給を認めることができる」と定めるにとどまり(13条)、施行令も特段の規定をもたないため、支給は自治体の裁量に委ねられている。予防的援助によって、資力に乏しい有子家庭や、親元から独立したり家庭を築こうとしている若年者、さまざまな危機に見舞われている家庭などを支援できるほか、子どもの趣味の活動や高齢者の自宅での居住をも支援の対象にできる。また予防的援助は、1条1項の生計援助との併給が認められており、特に生計援助の要否判定で考慮されない支出(例：負債の分割返済など)によって生計費が脅かされている場合に効果を発揮する。1997年には全国で344,705世帯595,797人が生計援助制度を利用したが、このうち9,968世帯24,042人が予防的生計援助を受給していた。これは全受給世帯の2.9%、受給者数の4.0%に当たる。また、予防的援助の平均受給期間は年間1.7カ月であった³⁶⁾。

(5) 基礎部分の減額—就労の促進

生計援助は基本的に短期的支援を目的とし、一時的な困難からの脱却を助けるとともに、そうした困難の発生を防ぐための給付とされる³⁷⁾。そのため、受給者が生計援助によって永続的に生計を維持する状態に陥ることを避け、就労を促進する手段として、援助のうち基礎部分を減額することが認められている³⁸⁾。斡旋された職業もしくは就労促進政策上の措置を正当な理由なく拒否したり、それらの斡旋が本人の懈怠によって不可能となった

場合、当人にかかる基礎部分の金額を最大20%減額することができ(10条1項)、さらに拒否や懈怠が反復される場合や、10条1項上の減額が行われても状況が改善されない場合には、最大40%まで減額できる(同3項)。同条に定められた理由による基礎部分の減額は「不可欠な生計費およびケアに対する権利」を定めた基本法19条1項に抵触しないかが問題となるが、幹旋等を通じて職に就いたり就労促進政策上の措置に参加したりする現実の可能性があったとすれば、基本法19条1項にいう「人間の尊厳にふさわしい生活に必要な保障」を得ることができた状態だったといえるから、基本権規定には抵触しないと理解されている³⁹⁾。また減額は、基礎部分が同基本権規定の求める「不可欠な生計費」に含まれない支出までカバーしていることによっても正当化されている⁴⁰⁾。ただし減額によって同基本権規定に反する状況が生じてはならないという配慮から、減額は人間の尊厳にふさわしい生活が前提とする保障に適合する不可欠な生計費を危険にさらさず、かつ減額が不当とみなしえない場合にしか行うことはできないとされ、期間も1回につき最長2カ月に制限されている(法10条4項)。したがって減額率を10条1・3項に定める限度を下回るものにしたたり、まったく減額を行わないという判断も可能となる。減額の決定は、公共職業紹介所から得られた情報と失業保障に関する決定を考慮して行われるが、その要否や程度は、申請者の状況や必要に応じて家族の置かれている状況を全体的に評価し、生計援助の目的に鑑みて個別に判断される。

なお、長期的失業を原因とする生計援助の長期受給者に対し基礎部分が減額されるケースでは、個人の独立した生活維持を促進させるための支援が欠かせず、専門家の協力が重要である。そのため減額を行う場合は必ず、利用者の自立した生活維持を促進させるための活動計画が作成されなければならない。この計画は可能な限り生計援助申

請者とともに、必要に応じて公共職業紹介所等との協力のもとに作成される(同2項)⁴¹⁾。

(6) 生計援助の返還

① 返還の理由と返還義務者

生計援助を返還させることは法に定める場合を除き禁止されている(法19条)。例外的に返還させる場合、その決定は原則として生計援助の支給決定と同時に(20条1項)、決定通知に併記される。例外的に返還させることができる場合の理由と返還義務者は次のとおりである。

- (a) 収入、資産もしくは扶養を確保する給付への権利を有しながら、援助の支給決定時にそれらの処分・使用が不可能である場合、援助の受給者に返還を命じることができる(20条1項1号)。この規定は、取得が見込まれる給付の立替払いとして生計援助が認められる場合に多く適用されている。遺産が未分割である場合の相続分も、ここにいう処分不可能な資産に該当しうる。また、援助受給者の所有する不動産等を迅速に換金できず、やむなく援助を受給した場合も返還を命じることができる。
- (b) 自らの生活を維持する義務を故意に怠ったために援助を受給する場合、受給者に返還を命じることができる(2号)。
- (c) スト参加が受給の原因となった場合、ストに参加した当人に対して認められた援助額に限り、受給者に返還を命じることができる(3号)。ただしスト参加者を除く家族に支払われた給付はストを理由として返還させてはならず、またスト参加者についても、返還は給付額のうちスト参加に起因するとみなされる部分に限られることに注意が必要である⁴²⁾。
- (d) 受給者への扶養義務を故意に怠った扶養義務者にも、返還を命じることができる(4号)。ただし返還の主体は、援助受給者に対し私法上の扶養義務を負う者に限られる。たとえば

成年した学生に認められた生計援助につき、その両親に返還を求めることはできない。また、子どもに認められた生計援助の返還を、その親の配偶者ではあるが再婚であるために当該子どもの私法上の扶養義務を負わない者に求めることはできない。

② 例外としての事後的返還決定

返還は原則として支給決定と同時に決定されるが、例外的に事後決定の行われる場合がある。申請者は援助に影響する不可欠な情報についての報告義務を負うが(17条1項)、故意に報告された誤った情報にもとづき、あるいは申請者が故意に報告を怠った状態で実施機関が支給を決定した場合、誤った情報にもとづいて決定された部分につき、当該情報を報告した者もしくは報告義務を怠った者に援助を返還させることができる(20条2項)。

③ 返還の条件と阻止理由

返還によって、返還義務者および返還義務者が扶養する者または扶養義務を負う者の生計費が脅かされてはならない(22条1項)。そのために返還自体が放棄されることもありうる。返還によって利用者に新たな生計援助の必要性が生じてはならず、将来的な生計援助からの返還も認められない。さらに、過去に受給した生計援助が返還の対象となっていることを理由に、援助の申請を受理しないことも認められない。生計援助の返還はあくまでも、将来的に返還額が徴収できるだけの収入・資産を獲得する権利が、援助の支給決定時ないし事後的に返還義務者に存することを前提とする(21条1項)。また、返還義務者の常住居や、必要とされる家具調度品および仕事道具が、義務者の存命中強制的手段によって売却されたり、返還のために使用されたりすることは許されない(同2項)。これらの財産は、返還によって返還義務者の扶養する者または扶養義務を負う者の生計費が脅かされるならば、返還義務者の死後も返還の原資から除外される(同3項)。

(7) 権利保障—申請と救済

① 申請

行政手続法上の手続規定は、生計援助の申請においても遵守されなければならない。主たる手続的保障としては、口頭申請の許容(行政手続法7条1項)とその場合の記録義務(同20条)、管轄違いの場合の事案の移送(同8条1・2項)、決定の書面による通知(同25条および「行政事項における通知に関する法律」3条)、理由の提示(行政手続法24条)、決定に不服がある場合の手続の教示(社会福祉法45条2項)などが挙げられる。

② 救済

1) 生計援助法上の救済

生計援助に関する救済には、社会福祉法上の救済手続が適用される(生計援助法24条)。これによると、担当官吏の決定に不服のある者は、決定のあったことを知ってから14日以内に、社会福祉法6条にいう合議組織(=実施機関)での審査を受ける権利を有する(社会福祉法45条2項)。ただしここにいう審査を受ける権利は、日本の行政不服審査とは異なり、職権による決定の訂正を求める権利にとどまる⁴³⁾。この手続は「訂正の訴願」と呼ばれ、申立ては文書もしくは受理官庁の同意があれば口頭で行う(社会福祉法施行令16条1項、行政手続法7条1項・20条)。合議組織が訴願について行った決定に対しては、決定があったことを知ってから30日以内に県裁判所へ控訴できる(社会福祉法46条1項)。最高行政裁判所への上告については、これまで返還について争う場合のみ認められ、援助の支給決定および支給額に関しては上告できなかった。しかし1998年の社会福祉法改正で制限規定が削除され、99年からは返還に限らず上告許可の得られる限り最高行政裁判所の判断を求めることができるようになった(同法49条1・2項)。

2) 議会オンブズマンおよび法務総裁への申立て
先に述べた社会福祉法による救済手続のほか、

基本法にもとづき官庁および公務員に対して一般的な行政統制を行う議会オンブズマンおよび法務総裁への不服申立てが可能である⁴⁴⁾。社会保障に関する申立ては特に議会オンブズマンに集中しており、実際、議会オンブズマンが受理する申立てにおいて最大の割合を占めている⁴⁵⁾。オンブズマンや法務総裁に処分取消しや処分庁への差戻しを行う権限はないが、行政による手続上の瑕疵に対する譴責を行ったり、法解釈の誤りについて見解を発表する形で救済が行われている。特に生計援助については、オンブズマンの年次報告書や各申立てへの所見のなかで、決定の遅延や支給決定までの処理期間における自治体間格差など、主に手続的な問題について多くの言及がなされている。

IV むすびにかえて

以上に示した生計援助を支える諸原理と制度の内容を、受給期間の短さと中心的受給者年齢の低さ、そして受給者の多さという生計援助の特徴に照らしてあらためて見てみると、日本における生活保護の「硬直化」への対応という視点からは次のことが指摘できるであろう。

まず生計援助における受給期間の短さは、制度が一時的困難に対処する能力を有していることを示す。この点、自治体の裁量で支給できる予防的生計援助が注目されよう。こうした給付は、弾力的に運用することによって、単給の場合には生活困難の深刻化を抑えて落層を事前に防止するであろうし、著しい困難に際しては通常的生計援助との併給を行うことで、短期間の集中的支援による困難からの脱出を可能にする。本格的落層を防止するメカニズムをもたない生活保護制度の現状を鑑みれば、参照に値するものといえよう。

受給期間の短さは中心的受給者が稼働可能な若年層であり、主として就労によって困難からの脱却が達成されていることとも関連しよう。仮にこの

ような状況で稼働不能であることを受給要件とすれば、厳しい雇用状況においては就労できず生活困難が続くことになる。したがって生計援助では、稼働の可否を給付の要件とせず、就労(促進)機会を自ら逃すような場合に基礎部分の減額とケースワークを同時に行うしくみが作られている。補正性の原則の過度に厳格な運用から、稼働可能とみなされた場合に保護が否定されたり、有効とはいえない就労指導等の問題が指摘されている生活保護の改善という観点からは、緩やかな支給要件によって現実の生活困難からの脱出を優先するとともに、就労促進も行おうとする生計援助のあり方は示唆に富む。なお、受給者層のうち高齢者の占める割合が低く、そうした人々の生計援助に対するニーズが小さいことがうかがえるが、これはこの層に対する年金・社会手当が充実しているためと推察される。「硬直化」の解決に社会保障全体を視野に入れる必要があることはこの点からも明らかであろう。

さらに受給者の多さについては、高い失業率や諸社会保障給付が相対的に低水準であることとの関係についてさらなる分析が必要であろう。しかし少なくとも生計援助が、受給によって生活にネガティブな変化を生じさせる要因をさほど含まない制度であることは指摘できるように思われる。たとえば国民健康保険はフィンランドに在住する者すべてを被保険者とするが、生活困窮者には保険料の減免が行われ、被保険者たる地位は生計援助受給にかかわらず維持される(国民健康保険法1・38条、課税通則法125条)。また、常住居は資産として認定されないため、受給前に売却を強いられることもない。受給がスティグマに直結しないことが制度の利用しやすさにどう影響するかを考えるうえで参考になろう。

以上のような「硬直化」への対応に示唆的といえる諸点のほか、生計援助は手続面においても見るべきものがある。たとえば口頭申請の記録義務や、

生計援助法上の救済手続以外に議会オンブズマンや法務総裁への申立てが可能であることは申請者の権利保護により資するであろう。そしてまた、「人間の尊厳」の維持に文化的要素が不可欠と考え、少数者の自文化への権利を配慮した支出認定が行われている点も注目に値する⁴⁶⁾。こうした考え方に照らせば、日本のように教育扶助を民族学校小・中等部への進学に「準用」しない取扱いには再考の必要性が生じよう。

さきにも述べたようにフィンランドの社会保障の特徴は、相対的に低水準の給付を国際比較においてもきわめて広範囲に行う点にあり⁴⁷⁾、生計援助によって目指されている物質的生活水準も、必ずしも高いとはいえない。失業率は低下傾向にあるといっても依然高く、社会保障予算の削減は続いている。それでもなお、予算措置を必要としない制度改善の努力は続けられている。その一つのあらわれが、2001年1月に施行された「社会福祉の利用者の地位および権利に関する法律」である。この法律によって新たに、生計援助を含む社会福祉の利用者の自己にかかわる決定への参加・情報受領権・自己決定権の強化、苦情申立て手続の改善、利用者に助言を行う自治体福祉顧問の設置、個人情報提出への同意権の創設などが行われた。これらは大規模な組織改編・ポスト新設を要せず、予算措置なしで制度の質的向上を図るものである⁴⁸⁾。このことは厳しい財政事情にあっても、受給者が自由で自律的な存在であるための条件整備が可能であることを示す。生計援助をはじめとする福祉受給者の失われた「自我と自由」を回復し、自律的主体性を高めるために始まった「社会福祉の諸原則」の実定化は、フィンランドでは今なお続いているといえよう。翻ってこうした営為——限られた条件のもとでも、給付の量だけでなく質について、受給者の権利と尊厳の観点から検討を続けること——は、生活保護を見直すための道筋を指し示してくれるように思われる。

注

- 1) たとえば Ministry of Social Affairs and Health, *Poverty and Social Exclusion in Finland in the 1990's*, (julkaisuja 1997:18) (<http://www.vn.fi/stm/tao/english/poverty/osa0.htm>); Markus Jäntti and Veli-Matti Ritakallio, "Income Poverty in Finland 1971-1995", in Björn Gustafsson and Peder J. Pedersen (ed.), *Poverty and Low Income in the Nordic Countries*, Ashgate, 1999, p.63-99; Olli Kangas ja Veli-Matti Ritakallio (toim.), *Kuka on köyhä?*, Stakes tutkimuksia 65, 1996 に所収の諸論文。
- 2) Stakes, *Toimeentulotuen ennakkotilasto 1999-tiedonantajapalaute 1/2000*.
- 3) STAKES tiedotteet, Nro 133/28.11.2000.
- 4) 『生活保護の動向 平成12年版』中央法規出版、2000年を参照。
- 5) Raija Huhtanen, *Toimeentulotuen myöntäminen*, Finnpublishers, 1994, s.15.
- 6) Kaarlo Tuori, *Sosiaalioikeus*, WSOY, 1995, s.14.
- 7) *Ibid.*, s.21-22.
- 8) フィンランドでは従来、統治章典、弾劾裁判所法、閣僚責任法、議会法の4法が「基本法」を構成していた。1995年に統治章典の基本権規定が大幅に修正・追補され、さらに2000年3月、4法を統一法典化した「フィンランド基本法」が施行された。
- 9) PeVL 31/1997 vp.
- 10) HE309/1993 vp, s.22/I, PeVM 25/1994 vp, s.10/II. 従来、基本権の享有主体性は国籍と直結していたが、基本権改革後は選挙権と国内在留権を除き原則としてすべての者に享有主体性が認められた。
- 11) *Ibid.*, s.10/II.
- 12) HE309/1993 vp, s.34/II, PeVL 31/1997 vp.
- 13) *Ibid.*
- 14) フィンランドにおける法律の合憲統制は事前的・抽象的審査であり、法案の審議段階で国会常設の基本法委員会が法案の基本法適合性を審査する。法案が基本法に抵触するかその恐れがある場合、委員会は法案の修正提案を行うか法案の採択に基本法制定手続を用いるべきとする提案を行う(基本法74条)。委員会の提案に法的拘束力はないが、これに反する立法が行われたことはなく、実質的な拘束力をもつものとされている。
- 15) HE309/1993 vp, s.19/II. なお、基本法改正案の趣旨説明書によると、同条同項にいう最低水準が existence minimum であるとされている。
- 16) *Ibid.*, s.69/II.
- 17) Sosiaali- ja terveystieteiden ministeriö, *Toimeentulotuki: opas toimeentulotuen soveltajille*, Edita 1998, s.1 (以下 *Toimeentulotukioapas*). 社会保健省の作成した実務担当者用の手引書。その内容はあくまでも運用指針で

- あって、法的拘束力をもつものではない (*Ibid.*, s.III).
- 18) PeVL 31/1997 vp.
- 19) Mirja Satka, "Sosiaalinen työ peräänkatsojiamiehestä hoivayrittäjäksi", teoksessa Jaakko Jaakkola, Panu Pulma, Mirja Satka ja Kyösti Urponen, *Armeliaisuus, yhteisöapu, sosiaaliturva: Suomalaisten sosiaalisen turvan historia*, Sosiaaliturvan keskusliitto, 1994, s.304.
- 20) Paul Van Aerschot, *Köyhät ja laki*, Suomalainen lakimiesyhdistys 1996, s.196.
- 21) *Ibid.*, s.227.
- 22) Komiteanmietintö 1968:B 86 の送り状, *cit. in ibid.*, s.224.
- 23) *Ibid.*, s.224-225.
- 24) *Ibid.*, s.225.
- 25) 「権利保障の実現」については、自治体外の審級による救済が比較的早い時期から整備されていた点を指摘する必要がある。福祉援助法の前身である困窮者保護法(1922年)では、実施機関の(支給・不支給)決定に不服のある者は県知事に不服申立てができ、さらにその決定に対しては最高行政裁判所に上告できた。その後県知事の担っていた職務はまず県政府へ、さらに県裁判所へと移管され、実施機関自身による不服審査も行われるようになった。しかし福祉援助法制定で最高行政裁判所への上告は原則禁止とされ、その完全な復活は1999年の生計援助法改正を待たなければならなかった。
- 26) 基本権の不可侵や権利保障の実現といった原則は立法指針とされたが、むろん行政による個別の決定や行政の活動においても重要である(Tuori, s.138)。
- 27) Van Aerschot, s.199-200.
- 28) *Ibid.*, s.276.
- 29) 以下本項中の報告書による「社会福祉の諸原則」の内容は、Komiteanmietintö 1971:A 25, s.33-39, *cit. in* Tuori, s.138-139に、社会福祉法と「諸原則」との関係については Van Aerschot, s.276-277による。
- 30) 本章の記述は特に断りのない限り *Toimeentulotukiopas*, s.1-4, 11-32, 53-66による。
- 31) 注17参照。
- 32) 低所得者の住宅支出を軽減するための補助について定める。「相当な住居支出額」のうち、「基礎自己責任部分」(月収の0~27%程度)を超える額の80%が補填される。
- 33) HE 217/1997 vp.
- 34) 通称はジブシー。この呼称には差別色が含まれることから、近年では自称である「ロマ」が用いられている。フィンランドには約9,000人が居住している。(Allan Tiitta, "A Land of Many Faces", in *Facts about Finland*, OTAVA, 2000, p.40.)
- 35) 法に定められる「十分な扶養を受ける子どもの権利」を確保するため、養育費支払義務を負う親(子どもを直接養育していない場合や同居していない場合)が支払いを怠った場合、自治体財源から子どもに対して支払われる援助。支払義務を怠った親に返還義務が課される。
- 36) Stakes, *Toimeentulotuki 1997*, Gummerus, 1999, s.75.
- 37) *Ibid.*
- 38) PeVL 31/1997 vp.
- 39) *Ibid.*
- 40) *Ibid.*
- 41) StVM 33/1997 vp.
- 42) 以上1~3号による返還は、70年の福祉援助法改正で例外として残った返還事由がそのまま受け継がれたものである。
- 43) Huhtanen, s.75.
- 44) 議会の選出による議会オンブズマンは議会に属し、大統領の任命による法務総裁は内閣に属する機関である。両者とも基本法上の機関であり、行政統制を行ううえでの権限は同等であるが、法務総裁は検事総長と内閣の法律顧問を兼ねている。監視を行う行政領域については、政令で監獄、軍隊、保護施設の監視がオンブズマンの所掌とされているほかは特に規定がなく、市民はいずれに申立てを行ってもよい。
- 45) 議会オンブズマンが2000年中に処理した申立ては2,677件のうち、医療を除く社会保障関係の申立ては470件で、全体の17.5%を占める(*Katsaus eduskunnan oikeusasiamiehen toimintaan vuonna 2000*, Helsinki 9.3.2001, s.7)。一方法務総裁が2000年中に受理した申立ては1,477件のうち、社会保障担当の行政機関に関する申立ては166件で全体の11.2%であった。法務総裁への申立ては裁判所に関するものが最も多く、それに警察関係の申立てが続いている(*Tilastot vuodelta 2000*, <http://www.vn.fi/okv/index.html>)。
- 46) ロマは自文化および自言語を維持し発展させる権利を有する(基本法17条3項)ことから、最高行政裁判所も、ロマ文化に属すると理解されるロマの衣裳費は、あまりに高額であるために基礎部分に含まれると考えることはできず、またそれに対する援助の支給は行政裁量に委ねられるものではないとして、付加部分によって支給されるべきと判断している(07.04.2000/686 KHO:2000)。(少なくともフィンランドの)ロマ女性の衣裳はビロードやレースを多用した独特のものであり、これを日常的に着用している女性も多い。
- 47) Heikki Karapuu, "Sosiaaliturva, oikeusturva, oikeusasiamies", *Lakimies* 1/1995, s.30. 生計援助受給者のうち約4分の3は、他の社会保障給付では不十分であるために援助を受給している(PeVL 31/1997 vp)。
- 48) HE 137/1999 vp. (えんどう・みな 撰南大学講師)